

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札案内（公告）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量
愛媛県政課題調査業務 一式
- (2) 業務の内容等
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
(1)についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和 8・9・10 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格の停止の期間中にない者であること。
- (3) 過去 2 年間において、国又は地方公共団体との間にサンプル 400 以上のインターネットアンケート調査業務を契約し、誠実に履行した複数の実績を有すること。また、入札参加資格確認申請書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。
- (4) 上記(1)から(3)の資格を有し、愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課長から入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時及び場所

日時：令和8年5月20日（水）午前10時00分

場所：愛媛県庁本館2階 みきゃん特命副知事室

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。

イ 郵便等による場合は入札書を(3)の宛先に送付すること（期限必着）

なお、郵便の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便は書留に準ずる方法に限る。また、送付に当たっては二重封筒とし、入札書を内封筒に入れ、密封の上、当該封筒に件名、改札日及び商号または名称を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きし、かつ外封筒にも「入札書在中」と朱書きすること。

ウ その他の電話、電報、ファクシミリ等の方法による入札は認めない。

(3) 郵便等による場合の入札書の提出期間及びあて先

提出期間：令和8年5月1日（金）から令和8年5月18日（月）

午後5時15分まで必着

提出先：下記8(1)の場所

(4) 開札は、即時開札とする。

4 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 契約書の作成

(1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請書提出期限までに電子メール（kohokocho@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

8 入札関係書類の配付

令和8年4月27日（月）午後5時15分までの間、愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロードによるほか、次の場所で手渡しにより配付する。

(1) 交付場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ
所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館6階 広報広聴課別室
電話番号：089-912-2243 / FAX番号：089-912-2248
E-mail：kohokocho@pref.ehime.lg.jp

(2) 交付期間

令和8年4月27日（月）（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中）まで

9 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認申請書

別添「入札参加資格確認申請書」を記載する。

確約事項等が含まれているので、受託要件の内容をよく吟味すること。

なお、虚偽の記載を行った場合や、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

イ 既成の契約書の写し・2通

上記2(3)に示す既成の実績について、内容の確認できる資料（コピー可）を添付すること。

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

上記8(1)の場所

イ 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参又は郵便の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便は書留に準ずる方法に限る。（期限必着）

エ 受付時間

持参する場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された関係書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和8年5月1日（金）までに提出者に書面で通知（郵送）する。

10 質疑事項の取り扱い

質疑事項がある場合は、質問書（別添様式参照）により質問を行うこと。

(1) 提出先

上記8(1)の場所

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法

電子メール、FAX、持参又は郵送等（期限必着）

※なお、電子メールの場合は、件名を必ず「愛媛県政課題調査業務の質問」とすること。

(4) 回答方法

数日中に、質問書に記載されたメールアドレスに回答を返信する。

また、すべての質問を取りまとめ、入札参加者（入札参加資格確認書の提出を受け、入札参加可能となった者）全者に、令和8年5月13日（水）までに電子メールで回答を送信する。

11 その他の事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

(2) 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする

(3) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 照会先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館6階 広報広聴課別室

電話番号：089-912-2243 / FAX番号：089-912-2248

E-mail：kohokocho@pref.ehime.lg.jp

入札上の注意事項

1 入札会場における注意事項

次の各号に定める規律を守らなければならない。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、この限りではない。

- (1) 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（「代理入札を行う場合の『入札書、委任状』の記入の注意事項」を参考）
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札の方法等

- (1) 入札書（見積書）については、当日持参すること。ただし、郵便または信書便（以下「郵便等」という。）による場合は、当該入札書を提出期間内に提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、質問書（別添様式参照）により入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。また数字の頭に「¥」マークを記載すること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない（鉛筆書きによる記載は不可）。

- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の金額を訂正することはできない。(入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。) また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責任を負わないものとする。
- (11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、総価(当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるもの)とする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (12) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、1回を限り、再度入札を行う。ただし、郵便等による入札参加者がある場合は、別に日時を定めて入札する。再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書および委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続き要件を備えていないとき。(「代理入札を行う場

合の『入札書、委任状』の記入の注意事項」を参考)

- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者（郵便等による入札参加者）があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また入札価格は、消費税および地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札書を提出（郵便等による投函）するまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出又は郵便等（開札日時までに到達するものに限る）により、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定したものが押印し、さらに知事が、その送付を受けて押印するものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (8) 契約書及び契約書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(注) 入札関係書類の押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項の規定によるものとする。